

○印西市 D X 推進会議設置要綱

(設置)

第 1 条 本市における情報化の円滑な推進を図るため、印西市 D X 推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 印西市 D X 推進方針の実施に関すること。
- (2) その他本市における D X の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、市民のほか次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 情報通信事業者
- (3) 関係官公署の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、1 年を上限として、任期を延長することができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 推進会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、会議に際し必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、D X 推進担当課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。